



交通安全ニュース

(一社) 滋賀県トラック協会

平成26年6月
第38号

各種事故防止運動実施中！！

滋賀県交通対策協議会（会長:知事）では、平成26年度も昨年に引き続き下記のとおり3つの運動を年間を通じて展開しています。

近江路交通マナーアップ運動

- ◎ **目的**
滋賀県内の重点路線または主要道路において、関係機関が連携して道路利用者に対し、前照灯早め点灯運動、ハイビームのこまめな切替え、全ての座席のシートベルト着用、自転車の安全利用など、交通法令の遵守や交通マナーの実践を、街頭や別機関・団体等で呼びかけ運動を県民総ぐるみで展開し、交通事故総数と交通事故死者数を減少させようとするもの。
- ◎ **実施日時、重点路線**
県下一斉街頭啓発日 ... 5月23日(金)、10月24日(金)
重点路線 ... 国道1号、8号、21号、161号、湖周道路

ハイビーム切替え運動

- ◎ **参加対象車両**
滋賀県内を走行する自動車、原付とする。
- ◎ **実施方法**
夜間走行時は、前照灯はハイビームを基本とし、対向車両があるとき、他の車両の直後を進行するとき等、他の交通を妨げるおそれがあるときにはロービームに減光し、こまめに前照灯をハイビームとロービームに切り替えて走行する。

前照灯早め点灯運動

- ◎ **目的**
夕暮れ時は、「すれ違い用前照灯(ロービーム)」を、原付および自転車は前照灯を早めに点灯することにより、車両の視認性やドライバーの安全意識を高め、交通事故の防止を図る。
- ◎ **点灯時刻の目安**
午後4時に統一する。

「滋賀県交通安全無事故運動」に参加しよう！

参加部門

職域別部門として、事業用トラックの部門（「緑ナンバー」等の運送事業トラック）に参加すること。

実施期間

平成26年7月1日(火)から10月31日(金)までの4か月間

参加申込

6月2日(火)から6月30日(金)までの土日を除く執務時間内に市町の交通安全対策主幹課に提出(郵送・FAX不可)し、ステッカーやポスターの啓発品を受け取る。